

第21期決算公告

大阪府大阪市中央区南新町一丁目2番4号

株式会社スカイコーポレーション

代表取締役 坂東伸剛

貸借対照表の要旨（令和2年9月30日現在）

科 目		金額(百万円)
資 産 部	流動資産	247
	固定資産	22
	合計	269
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	45
	固定負債	-
	株主資本	224
	資本金	3
	資本剰余金	-
	資本準備金	-
	利益剰余金	221
	利益準備金	-
	その他利益剰余金	221
	(うち当期純損失)	(51)
合計	269	

平成21年法務省令第7号「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」

官報・日刊紙での決算公告の場合は、137条～146条・148条を適用します。

第六編 計算書類の公告等

第二章 計算書類の要旨の公告

第一節 総則

第百三十七条 法第四百四十条第二項の規定により貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨を公告する場合における貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨については、この章の定めるところによる。

第二節 貸借対照表の要旨

(貸借対照表の要旨の区分)

第百三十八条 貸借対照表の要旨は、次に掲げる部に区分しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

(資産の部)

第百三十九条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 流動資産
- 二 固定資産
- 三 繰延資産

2 資産の部の各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 公開会社の貸借対照表の要旨における固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 有形固定資産
- 二 無形固定資産
- 三 投資その他の資産

4 公開会社の貸借対照表の要旨における資産の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の項目に細分しなければならない。

5 資産の部の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付さなければならない。

(負債の部)

第百四十条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 流動負債
- 二 固定負債

2 負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分しなければならない。

3 負債の部の各項目は、適当な項目に細分することができる。

4 公開会社の貸借対照表の要旨における負債の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の項目に細分しなければならない。

5 負債の部の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならない。

(純資産の部)

第百四十一条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 株主資本
- 二 評価・換算差額等
- 三 新株予約権

2 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第五号に掲げる項目は、控除項目とする。

- 一 資本金
- 二 新株式申込証拠金
- 三 資本剰余金
- 四 利益剰余金
- 五 自己株式
- 六 自己株式申込証拠金

3 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 資本準備金
- 二 その他資本剰余金

4 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 利益準備金
- 二 その他利益剰余金

5 第三項第二号及び前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益
- 三 土地再評価差額金

(貸借対照表の要旨への付記事項)

第一百四十二条 貸借対照表の要旨には、当期純損益金額を付記しなければならない。ただし、法第四百四十条第二項の規定により損益計算書の要旨を公告する場合は、この限りでない。

第三節 損益計算書の要旨

第一百四十三条 損益計算書の要旨は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 売上高
- 二 売上原価
- 三 売上総利益金額又は売上総損失金額
- 四 販売費及び一般管理費
- 五 営業外収益
- 六 営業外費用
- 七 特別利益
- 八 特別損失

2 前項の規定にかかわらず、同項第五号又は第六号に掲げる項目の額が重要でないときは、これらの項目を区分せず、その差額を営業外損益として区分することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号又は第八号に掲げる項目の額が重要でないときは、これらの項目を区分せず、その差額を特別損益として区分することができる。

4 損益計算書の要旨の各項目は、適当な項目に細分することができる。

5 損益計算書の要旨の各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにするため必要があるときは、重要な適宜の項目に細分しなければならない。

6 損益計算書の要旨の各項目は、当該項目に係る利益又は損失を示す適当な名称を付さなければならない。

7 次の各号に掲げる額が存する場合には、当該額は、当該各号に定めるものとして表示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる額(第九号及び第十号に掲げる額を除く。)が零未満である場合は、零から当該額を減じて得た額を当該各号に定めるものとして表示しなければならない。

- 一 売上総損益金額(零以上の額に限る。) 売上総利益金額
- 二 売上総損益金額(零未満の額に限る。) 売上総損失金額
- 三 営業損益金額(零以上の額に限る。) 営業利益金額
- 四 営業損益金額(零未満の額に限る。) 営業損失金額
- 五 経常損益金額(零以上の額に限る。) 経常利益金額
- 六 経常損益金額(零未満の額に限る。) 経常損失金額
- 七 税引前当期純損益金額(零以上の額に限る。) 税引前当期純利益金額
- 八 税引前当期純損益金額(零未満の額に限る。) 税引前当期純損失金額
- 九 当該事業年度に係る法人税等 その内容を示す名称を付した項目
- 十 法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 十一 当期純損益金額(零以上の額に限る。) 当期純利益金額
- 十二 当期純損益金額(零未満の額に限る。) 当期純損失金額

第四節 雑則

(金額の表示の単位)

第百四十四条 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもって表示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもって表示しなければならない。

(表示言語)

第百四十五条 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。

(別記事業)

第百四十六条 別記事業会社が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨において表示すべき事項については、当該別記事業会社の財産及び損益の状態を明らかにするために必要かつ適切である場合においては、前二節の規定にかかわらず、適切な部又は項目に分けて表示することができる。

第三章 雑則

(不適正意見がある場合等における公告事項)

第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置会社が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告(同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。)をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

- 一 会計監査人が存しない場合(法第三百四十六条第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。) 会計監査人が存しない旨
- 二 第百三十条第三項の規定により監査を受けたものとみなされた場合 その旨
- 三 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見がある場合 その旨

四 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告が第二百二十六条第一項第三号に掲げる事項を内容としているものである場合 その旨